

## 富山市病院事業局自動販売機設置事業者募集要項

### 1 趣旨

富山市病院事業局において、自動販売機設置場所の貸付を行うため、自動販売機設置事業者を募集します。

### 2 貸付物件

別紙「公募物件説明書」のとおり。

### 3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす法人、団体又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 令第167条の4第2項の適用を受ける者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号から第4号までに該当する者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 役員等が相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 法人の場合は、富山市内に本店、支店又は営業所を有すること。

イ 個人の場合は、富山市内に居住し業を営んでいること。

ウ 団体の場合は、地元住民や利用者で組織するなど、市長が特に認める団体で、主たる事務所を富山市内に有すること。

(6) 市税を滞納していない者であること。

### 4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設の使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第1項の規定に基づき、富山市病院事業管理者（以下、「管理者」という。）が設置事業者に対し、市有財産である建物等の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 貸付期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とします。

貸付契約期間の更新はありません。契約期間満了後は新たに公募を行います（災害対応型の自動販売機を設置された場合も同様です。）。

(3) 貸付料

貸付料は次の①、②を合計した額とします。

①自動販売機及び容器回収ボックスの設置面積に応じた金額

②公募に基づき決定した割合を売上金額に乗じた金額

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等の費用は、すべて設置事業者の負担とします。また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。設置事業者において、計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費全額を、管理者が指定する期限までに納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものとしてください。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 契約書の貸付条件を順守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。また、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器又は紙容器とすること。

オ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

カ 設置事業者は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、管理者の指定する期日までに報告すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を順守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。

ウ 関係法令等の順守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を管理者に請求することができません。

5 応募申込書の受付

(1) 提出方法及び提出先

申込みは、郵送又は持参によるものとし、次の提出先に必要な書類を提出してください。

なお、郵送の場合は書留とし、封筒に「応募申込書 在中」と明記してください。

(提出先)

富山市病院事業局管理部契約出納課管財契約係  
〒939-8511  
富山市今泉北部町2番地1 富山市立富山市民病院  
電話：076-422-1112（内線 2208） FAX：076-422-1371

(2) 受付期間

令和2年1月27日（月）午前9時から令和2年2月10日（月）午後5時まで  
（郵送の場合は、提出期限日の午後5時までに必着）

(3) 提出書類

申込みに当たっては、次の書類を提出してください。

ア 応募申込書提出票（様式第1号）

イ 応募申込書（様式第2号）

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 販売品目一覧（様式第4号）

オ 設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるもの）

カ 入札参加資格審査用の市町村税納税証明書（すべての市税に滞納がないことの証明書）（コピー可）

キ 証明書類等（コピー可）

法人の場合…法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

団体の場合…団体規約、役員名簿、事業報告書、収支報告書

個人の場合…住民票

※ 納税証明書、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び住民票は、発行後3箇月以内のもの

6 応募申込書に記載する売上加算割合

毎月の売上額に売上加算割合を乗じた額が貸付料②となります。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とします。

7 設置事業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「3 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしている者を選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうち、管理者が販売品目等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、最高の売上加算割合で応募申込みを行った者を設置事業者とします。なお、販売品目が適当で、最高売上加算割合の応募が2者以上ある場合は、当該応募者の立会いのものと、くじにより選定します。

(3) 設置事業者の決定は、2月17日（月）頃を予定しています。選定結果は、後日文書にてお知らせします。

8 契約の締結

(1) 設置事業者決定された方は、管理者が別途定める期日までに、「市有財産（土地・建物）新規借受申請書」を提出し、契約を締結することとなります。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて設置事業者の負担とします。

(3) 契約は申込者名義で行います。

9 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして指定する期日までに貸付けの手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

## 1 0 問い合わせ先

富山市病院事業局管理部契約出納課管財契約係

〒939-8511

富山市今泉北部町 2 番地 1 富山市立富山市民病院

電話：076-422-1112（内線 2208） FAX：076-422-1371

### 【様式】

- ・ 様式第 1 号 富山市病院事業局自動販売機設置事業者応募申込書提出票
- ・ 様式第 2 号 応募申込書
- ・ 様式第 3 号 誓約書
- ・ 様式第 4 号 販売品目一覧

### 【参考資料】

- ・ 公募物件説明書
- ・ 貸付場所位置図
- ・ 契約書及び仕様書例

### 【参考法令】

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 1 6 7 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当するもの者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 2 3 4 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。